

# 贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

## 〔相続時精算課税分〕

取得財産価額 階級区分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	2,105	5.3	5.3	0.4	0.1	0.1	99.1	1.9	1.9
～ 200万円	1,548	3.9	9.2	0.2	0.0	0.1	179.4	1.6	0.9
～ 400万円	6,664	16.8	26.0	1.2	0.2	0.3	303.5	1.8	0.6
～ 700万円	8,675	21.9	47.9	1.6	0.3	0.6	543.1	1.9	0.3
～ 1,000万円	6,582	16.6	64.5	1.8	0.3	0.9	869.7	2.8	0.3
～ 2,000万円	8,836	22.3	86.8	4.2	0.7	1.6	1,434.6	4.8	0.3
～ 3,000万円	3,267	8.2	95.0	6.8	1.1	2.7	2,410.1	20.8	0.9
～ 5,000万円	926	2.3	97.3	21.9	3.7	6.4	3,791.9	236.7	6.2
～ 1億円	571	1.4	98.8	49.2	8.3	14.7	6,994.7	861.8	12.3
～ 3億円	369	0.9	99.7	99.6	16.7	31.4	16,205.1	2,697.8	16.6
～ 5億円	61	0.2	99.8	42.3	7.1	38.5	37,583.6	6,932.8	18.4
～ 10億円	24	0.1	99.8	31.2	5.2	43.7	68,370.8	12,991.7	19.0
10億円超	27	0.1	100.0	335.7	56.3	100.0	624,381.5	124,322.2	19.9
合 計	39,655	100.0		596.2	100.0		1,709.0	150.3	8.8

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

# 主要国における相続税の概要

(2022年1月現在)

区分	日本	米国	英国	ドイツ		フランス	
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式	
最低税率	10%	18%	40% (注3)	7% (注5)	続柄の親疎により、 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注5)	続柄の親疎により、 税率は4種類 (最高税率60%)
最高税率	55%	40%		30% (注5)		45% (注5)	
税率の刻み数	8	12	1 (注3)	7		7	
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数  (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除：1,206万ドル (注2) (13.7億円) 配偶者：免税	基礎控除：32.5万ポンド (注3、4) (5,005万円) 配偶者：免税	配偶者 (注6、7、9) ： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,828万円) 子 (注7、8、9)：40万ユーロ (5,200万円)		配偶者：免税 (注7、9) 子：10万ユーロ (1,300万円)	
累積制度	相続前3年間に (注1) 贈与された財産	相続前 (全期間) に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注3)	相続前10年間に 贈与された財産		相続前15年間に 贈与された財産	

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) 遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。なお、基礎控除は、贈与税と遺産税に共通する生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) 相続税率は原則40%。なお、原則として贈与については、贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注4) 居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、相続財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注5) ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は子等の税率による。

(注6) 配偶者に対する相続において、剰余調整分 (婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1) が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ (6,500万円) 及び特別扶養控除25.6万ユーロ (3,328万円) が認められる。

(注7) ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注8) 子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ (5,200万円) のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ (134万円) ~52,000ユーロ (676万円) の特別扶養控除が認められる。

(注9) ドイツでは両親や兄弟姉妹等、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

# 主要国における贈与税の概要

(2022年1月現在)

	日本		米国	英国 (相続税の一部) (注6)	ドイツ	フランス		
	暦年課税	相続時 精算課税						
納税義務者	受贈者	受贈者 (注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者		
税率	最低税率	10%	18%	-	7% (注8)	続柄の親疎により 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注8)	続柄の親疎により 税率は5種類 (最高税率60%)
	最高税率	55% (注1)	40%	-	30% (注8)		45% (注8)	
	税率の 刻み数	8 (注1)	1	12	-		7	
累積制度	なし	あり (過去全て)	あり (過去全て)	-	あり (過去10年分)	あり (過去15年分)		
相続財産 への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分		
基礎控除等	基礎控除 (年間) (注2) : 110万円	特別控除 (累積) (注2) : 2,500万円	生涯累積 (遺産税と共通) (注4, 5) : 1,206万ドル (13.7億円) 配偶者: 免税	7年累積 (注7) : 32.5万ポンド (5,005万円) 配偶者: 免税	10年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 50万ユーロ (6,500万円) ・子: 40万ユーロ (5,200万円) 等	15年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 80,724ユーロ (1,049万円) ・子: 10万ユーロ (1,300万円) 等 (注10)		

(注1) 直系尊属から20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) 贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5) 生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6) 英国においては相続税 (Inheritance Tax) から独立した形での贈与税という税目は存在せず、原則として贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7) 相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与 (相続) する場合は、7年累積分の基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、贈与 (相続) 財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8) ドイツ及びフランスは配偶者及び子等の税率による。ただし、フランスにおいて、配偶者と子等の間で、税率のブラケット幅が一部異なる。

(注9) ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(注10) 基礎控除に加えて、贈与者が80歳未満で、受贈者が子、孫又は曾孫の場合、31,865ユーロの控除が認められる (Family gifts制度)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

# 相続税・贈与税の課税状況等の国際比較

	日本 (2020年)	米国 (2020年)	英国 (2019年度)	フランス (2020年)	(参考) ドイツ (2020年)
死亡者数 (A)	137.3 万人	338.4 万人	61.2 万人	66.8 万人	98.6 万人
課税件数 (注1) (B)	12.0 万件	0.2 万件	2.3 万件	—	16.4 万件
課税割合 (B/A)	8.8 %	0.05 %	3.8 %	—	16.6 %

遺産総額 (注2,3) (C)	16.4 兆円	425.0 億ドル (4.8 兆円)	477.0 億ポンド (7.3 兆円)	—	468.8億ユーロ (6.1 兆円)
納付総額 (注4) (D)	2.1 兆円	97.4 億ドル (1.1 兆円)	49.6 億ポンド (0.8 兆円)	151.1 億ユーロ (2.0 兆円)	85.6 億ユーロ (1.1 兆円)
負担割合 (D/C)	12.8 %	22.9 %	10.4 %	—	18.3 %

(注1) 日本、米国、英国、フランスにおいては、課税件数は被相続人一人につき一件とカウントされているのに対し、ドイツは相続人一人につき一件の申告が行われるため、課税件数は相続人一人につき一件とカウントされているため、参考として記載。

(注2) 各国の遺産総額は相続税申告者（基礎控除額等を超える遺産額がある者）の遺産額のうち、葬式費用等を控除した後の遺産額で、配偶者控除（又は配偶者非課税移転額）及び基礎控除（又はそれに類する一般的に適用される控除）を控除する直前の課税遺産額の総額として最も近い統計データを記載している。

(注3) ドイツ、フランスでは遺産取得課税方式が採用されており、各相続人の課税対象となる遺産額のベースが、遺産課税方式を採用している米国、英国及び法定相続分課税方式を採用している日本とは異なる。

(注4) 贈与税による税収を含んでいる。

(出典) 各国資料

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。

## 第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

### 4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (4) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

## 第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (3) 相続税・贈与税のあり方

##### ①教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

## 第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

令和3年12月10日  
自由民主党  
公明党

### 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

#### (2) 相続税・贈与税のあり方

（中略）経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

# 教育資金等に係る贈与税の非課税規定等

## ◎ 相続税法（抄）

### （贈与税の非課税財産）

**第二十一条の三** 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 省略

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三～六 省略

2 省略

## ◎ 相続税法基本通達（抄）

### （「生活費」の意義）

**21の3-3** 法第21条の3第1項第2号に規定する「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものとして取り扱うものとする。

### （「教育費」の意義）

**21の3-4** 法第21条の3第1項第2号に規定する「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないのであるから留意する。

### （生活費及び教育費の取扱い）

**21の3-5** 法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱うものとする。

# 民法の特別受益及び遺留分に関する規定

## ◎ 民法（抄）

### （特別受益者の相続分）

**第九百三条** 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

### 2～4 省略

### （遺留分を算定するための財産の価額）

**第一千四十四条** 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

### 2 省略

**3** 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。